

第108回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 令和3年6月1日（火）9:30～12:00

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

椿 広計（部会長）、岩下 真理

【臨時委員】

菅 幹雄、成田 礼子

【審議協力者】

厚生労働省、経済産業省、日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：上田課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室：沓澤室長ほか

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：中村審査官、大村国際統計企画官ほか

4 議 題 科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について

5 概 要

○ 5月26日の統計委員会における委員の意見を共有した後、審査メモに沿って、「経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査の同時・統一的実施」、「経済産業省企業活動基本調査の変更」等について審議が行われた。

○ その結果、変更計画については、一部継続審議となった事項があるものの、おおむね適当と整理された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）統計委員会での意見

- ・ 紹介いただいた意見は、審査メモにおける論点の中におおむね含まれているので、個別審議の中で確認していきたい。

（2）経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査の同時・統一的実施

- ・ 「統一的実施」の定義について、現時点での見解を教えてください。
- ⇒ 同一名簿・同一期日によって実施し、重複データに関しては調査間で重複是正を図るほか、可能な限り、報告者に対して一つの封筒でまとめて調査票を送付すること

とと理解していただければと思う。

⇒ そのような考え方で問題ないと思うが、同一名簿については、本来はサンプリングまで同一にすることが、本当の意味での統一の実施に当たると思うが、この2調査ではサンプリングは異なるという理解でよいか。

⇒ そのとおり。ただし、両調査における重複を確認するため、最終的に両調査の名簿を統合した上で、各企業がどの調査の報告者となっているか、調査担当者が確認することとしている

⇒ カナダなどでは、別々の調査であっても、名簿に加えてサンプリングも同一にしており、それが統一の実施の本来の姿だと思うが、今回の変更計画もそれにかかなり近づいているように思う。海外で言われる「統一の実施」では、同一名簿かつ同一サンプリングで調査対象を選定し、各調査の結果を合体させると、経済センサスのようになる発想が強い。日本では既に経済センサスを実施しているため、そこまでする必要はないと思う。同一名簿で重複是正を行うとともに、一つの封筒で調査票を配布できれば、統一の実施と呼んでよいと思う。

・ Iの論点g (b)について、「売上高内訳」(卸売業、小売業)をデータ移送の対象外とした理由として、卸売・小売業を主業とする企業の兼業比率が高いことが要因の一つであることは理解できるが、今回のコロナ禍において、卸売・小売業を把握することの重要性を改めて感じているので、引き続き検討を行っていただきたい。

⇒ 先ほど説明させていただいたとおり、「資本金額」のみをデータ移送の対象とするという整理は、やむを得ないと考えている。(上場企業等については、)今回、同時・統一の実施を行うに当たり、政府統計オンラインサポートシステムを用いて、報告者と実施者の間でのきめ細やかなコミュニケーションを可能とするとともに、調査票1枚で3調査に回答できるようにしている。

また、例えば、経済構造実態調査と経済産業省企業活動基本調査の両方の調査対象となった企業については、決算値が暦年である、又は、専業の割合が高い業種であった場合は、実質的に同じ数字を回答することとなるため、こうした場合には、積極的にデータ移送を導入できるよう、今後とも検討を進めてまいりたい。

⇒ 政府統計オンラインサポートシステムの対象である上場企業等約5,000社に関しては、1つの名簿で管理することとなり、調査も事実上、一体化して行われると考えてよいか。

⇒ そのとおり。

(3) 経済産業省企業活動基本調査の変更

・ IIの1論点cについて、報告者が、当該項目の記入対象に該当するか否かを確認し、回答することにより得られる情報は重要である。一方で、記入対象に該当するにもかかわらず未記入であった場合、統計法違反となる可能性があるため、報告者がそれをおそれて記入対象に該当しないと回答する懸念がある。この点について、

事後的に検証する方法はあるか。

⇒ 御指摘のとおり、実績があるにもかかわらず、記入したくないために該当しないと回答する報告者が発生する可能性はある。疑義照会等を通じて、実績があることが明らかになった場合には、報告者に回答していただけるよう努めてまいりたい。

また、今後検討してまいりたいが、実績があるにもかかわらず未記入であることが判明した場合、集計段階で「補定」を加えることも考えられる。そうすることで、より精度の高い統計が作成できるのではないかと考えている。

- ・ IIの1論点cに対する回答として、二次利用に支障がないことを挙げているが、本来的には二次利用ではなく、まず、一次利用の状況について確認すべきである。したがって、当該回答については、一次利用の状況を把握することは困難であるため、利用状況が的確に把握可能な二次利用の申請状況を検証した結果、支障がないことが確認できた、と修正すべきではないか。

⇒ 一次利用でも支障はなさそうであるが、御指摘のとおり、その利用状況を的確に把握することは困難であるため、セカンドステップとして二次利用の申請状況を用いて検証を行った、とする回答に修正したいと思う。

- ・ 「組織再編行為の状況」の変更について、合併については「新設合併」と「吸収合併」、会社分割についても「新設分割」と「吸収分割」の二つの選択肢に分けるべきではないか。また、事業譲渡についても、「事業・資産の一部を他社に売却」と説明されているが、「資産の一部を他社に売却」するだけでは、通常の事業活動にも該当するため、この説明は修正すべきではないか。関連して、事業譲渡には「全部事業譲渡」と「一部事業譲渡」があるが、説明では「一部」と記載されているため、「一部事業譲渡」のみを把握する趣旨にも読める。「全部事業譲渡」と「一部事業譲渡」の両方を把握したいのであれば、選択肢を分けるべきではないか。さらに、現行調査における「事業譲受」の選択肢が、変更計画では削除されているが、それを把握する必要はないのか。

⇒ 今回の変更計画では、会社法の改正を踏まえ、当該調査項目における選択肢と会社法の定義を合致させるための修正を行ったものではあるが、ただいまの御指摘は、それを更に掘り下げた内容であるため、次回部会で回答したい。

(4) 科学技術研究調査の変更

- ・ 集計内容の変更については、令和3年4月1日から開始した制度に対応するため、大学及び研究開発法人が出資した会社を集計対象に加えるという理解でよいか。

⇒ そのとおり。

- ・ 科学研究費補助金（以下「科研費」という。）等については、行政記録情報としてデータベース化が進んでいるため、統計調査を実施して把握するのではなく、科研

費等に係るデータベースをそのまま集計すればよいのではないか。これについて、何か検討していることはあるか。

⇒ どのような情報があるか確認させていただきたい。フラスカチ・マニュアルでは、研究費を提供した側ではなく、研究費を使用した側から情報を把握することが推奨されているため、現行の調査体系となっていることは御理解いただきたい。

・ 研究者の専門領域に、統計学を項目として追加することについて検討していただければと思う。

⇒ 科研費においては、統計学は情報科学に含まれている。また、アメリカの職業分類では（統計職は）数学職に含まれている。色々な考え方があると思う。

⇒ 研究者の専門領域については、現状は大学の学部・学科でメジャーなものを項目としているが、政策上必要との御意見があれば検討していきたい。

・ これまでは、政府が経済対策として、デジタル化等を促進するために色々な基金を設立しても、その基金がどのように使われていたのかが見えにくいと思っていたが、こうした統計が整備されることで、明らかになれば良いと思った。

⇒ できるだけ分析に資するような統計にしてまいりたい。

・ 報告者負担の軽減の観点重要であり、この調査に回答するために、本業である研究が疎かになってしまうようなことがあってはならない。海外では、調査に回答するためにどれくらいの時間を要したかも別途報告させていて、時間がかかり過ぎていたら、調査のボリュームを削減するという話もある。今後、回答時間等、報告者の負担感を数値的に把握できれば、こうした議論もしやすい。

6 その他

次回の部会は、令和3年6月22日（火）14時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、6月開催予定の第165回統計委員会において報告することとされた。

（以 上）